

資料提供（説明付き）令和3年11月22日（月）	
場所 津市政記者室	
事務担当課	
所 属	職・氏 名
【予算以外に関すること】 総務部 総務課 (電話059-229-3275)	総務課長 鎌田 光昭
【予算に関すること】 政策財務部 財政課 (電話059-229-3124)	財政課長 長脇 弘幸

令和3年第4回津市議会定例会提出予定議案について

別紙のとおり

令和3年第4回 津市議会定例会提出予定議案 《 議 案 一 覧 》

【報 告】

○報告第35号 専決処分の報告について

《教育委員会》

- ・ 損害賠償の額の決定について（令和3年9月22日専決処分）
施設管理の瑕疵によるもの
損害賠償の額 303,403円

○報告第36号 専決処分の報告について

《教育委員会》

- ・ 損害賠償の額の決定について（令和3年9月27日専決処分）
運動場除草作業に伴う事故によるもの
損害賠償の額 140,778円

○報告第37号 専決処分の報告について

《建設部》

- ・ 損害賠償の額の決定について（令和3年10月6日専決処分）
道路管理の瑕疵によるもの
損害賠償の額 14,460円

○報告第38号 専決処分の報告について

《環境部》

- ・ 損害賠償の額の決定について（令和3年10月20日専決処分）
交通事故によるもの
損害賠償の額 57,200円

○報告第39号 専決処分の報告について

《建設部》

- ・損害賠償の額の決定について（令和3年11月16日専決処分）

公園管理の瑕疵によるもの

損害賠償の額 12,630円

○報告第40号 専決処分の報告について

《建設部》

- ・損害賠償の額の決定について（令和3年11月16日専決処分）

道路管理の瑕疵によるもの

損害賠償の額 22,500円

【議案】

○議案第77号 津市公正公平な市政の確保に関する条例の制定について

（公布の日から施行）《内部統制室》

本市が透明性の高い公正公平な市政を確保し、本市の健全な発展に資するため必要な事項を定める。

- ・本市及び職員の責務について定める。
- ・市民及び各種団体の理解及び協力について定める。
- ・要望等への対応及び不当要求行為について定める。
- ・公益通報について定める。
- ・その他必要な事項を定める。

○議案第78号 津市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の制定について

(公布の日から施行) 《政策財務部》

令和3年4月1日に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行され、美杉地域に対して過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置の一部が令和9年3月31日まで適用されることとなったことから、津市過疎地域持続的発展計画で産業振興促進区域とする同地域内における振興すべき業種の事業の用に供する設備等に係る固定資産税の特例を定めるため必要な事項を定める。

- ・固定資産税の課税免除について定める。
- ・課税免除の申請等について定める。
- ・課税免除の取消しについて定める。
- ・その他必要な事項について定める。
- ・この条例は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに対象設備の取得等をした者に対する固定資産税の課税免除については、同日後も、なおその効力を有する。
- ・関係条例の廃止

過疎対策に伴う固定資産税の特例に関する条例

○議案第79号 津市犯罪被害者等支援条例の制定について

(令和4年4月1日から施行) 《市民部》

犯罪被害者等の権利及び利益を守り、並びに犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減に向けた取組の推進並びに犯罪被害者等を支える社会の形成を図り、もって市民が安全で安心して暮らすことができる社会の実現に寄与するため必要な事項を定める。

- ・基本理念について定める。
- ・本市、市民及び事業者の責務について定める。
- ・経済的負担の軽減、日常生活の支援、居住の安定等について定める。
- ・広報及び啓発について定める。
- ・その他必要な事項について定める。

○議案第 80号 津市過疎地域振興事業基金条例の一部の改正について

(公布の日から施行) 《美杉総合支所》

令和3年4月1日に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行され、美杉地域に対して過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置の一部が令和9年3月31日まで適用されることとなったことから、引き続き、同地域における地域振興に係る事業の実施に必要な財源を確保するため所要の改正を行う。

- ・題名の改正

津市美杉地域振興事業基金条例

- ・設置に係る規定の改正

○議案第 81号 津市手数料徴収条例の一部の改正について

(令和4年2月20日から施行) 《都市計画部》

長期優良住宅の普及の促進に関する法律が改正され、長期優良住宅の認定申請に係る事務手続及び審査時間の合理化並びに容積率の緩和に関する特例の許可が新設されることから所要の改正を行う。

- ・長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく事務に係る手数料の改正
 - ・長期優良住宅建築等計画の認定に係る手数料の改正
 - ・長期優良住宅建築等計画変更の認定に係る手数料の改正
 - ・認定を受けた長期優良住宅建築等計画の認定に基づく地位承継の承認に係る手数料の改正
 - ・長期優良住宅建築等計画の容積率の特例許可に係る手数料の追加

○議案第 82号 津市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部の改正について (公布の日から施行) 《健康福祉部》

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める厚生労働省令が改正されたことから所要の改正を行う。

- ・電磁的記録に係る規定の追加
- ・その他所要の改正

○議案第 8 3 号 津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部の改正について

(公布の日から施行) 《健康福祉部》

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める内閣府令が改正されたことから所要の改正を行う。

- ・電磁的記録等に係る規定の追加
- ・その他所要の改正

○議案第 8 4 号 津市国民健康保険条例の一部の改正について

(令和 4 年 1 月 1 日から施行) 《健康福祉部》

出産育児一時金については、現在、40万4,000円を支給することとしており、産科医療補償制度の対象となる出産の場合、規則で定めるところにより、当該制度の掛金相当額を加算するものとしているが、当該制度の見直しに伴い掛金が4,000円引き下げられることなどを踏まえ、健康保険法施行令が改正されたことから、同令に規定する出産育児一時金の支給額の基準に合わせて所要の改正を行う。

- ・出産育児一時金の支給額の改定

40万4,000円 → 40万8,000円

○議案第 8 5 号 津市農林事業分担金等徴収条例の一部の改正について

(令和 4 年 1 月 1 日から施行) 《農林水産部》

土地改良法が改正され、農地の転用防止措置として、所有者等が県が行う土地改良事業の計画において予定する用途以外の用途に農地を供した場合等は、市町村が特別徴収金を徴収することができることとされたことから所要の改正を行う。

- ・特別徴収金の徴収の規定の追加
- ・特別徴収金の額の規定の追加
- ・徴収方法の規定の改正
- ・その他所要の改正

○議案第 86 号 津市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部の改正について（令和 4 年 4 月 1 日から施行）《上下水道管理局》

大谷町及び一身田上津部田地内で実施している北部第 14 - 1 汚水幹線築造工事等の完了に伴い、新たに負担区及び負担金の額を設定する。

津北部第 13 処理分区第 2 負担区	384 円 / m ²
津北部第 14 処理分区第 2 負担区	384 円 / m ²
津北部第 15 - 1 処理分区第 1 負担区	384 円 / m ²
津北部第 15 - 2 処理分区第 1 負担区	384 円 / m ²
津北部第 16 処理分区第 1 負担区	384 円 / m ²
津北部第 17 - 1 処理分区第 1 負担区	384 円 / m ²
津北部第 17 - 2 処理分区第 1 負担区	384 円 / m ²

○議案第 87 号 津市立学校設置条例の一部の改正について

（令和 4 年 4 月 1 日から施行）《教育委員会》

園児数の減少に伴い、現在休園中の津市立高野尾幼稚園を令和 4 年 3 月 31 日をもって廃止する。

○議案第 88 号 津市旧学校施設の設置及び管理に関する条例の廃止について（令和 4 年 4 月 1 日から施行）《教育委員会》

津市美杉竹原体育館、津市美杉竹原多目的グラウンド、津市美杉伊勢地体育館、津市美杉伊勢地多目的グラウンド、津市美杉多気体育館、津市美杉多気多目的グラウンド、津市美杉下之川体育館及び津市美杉下之川多目的グラウンドは、生涯学習及び社会体育の普及を目的として設置された施設であるが、生涯学習環境を提供するという観点においては社会教育の推進等を目的とする美杉地域住民センター等と、社会体育環境を提供するという観点においてはスポーツの振興を目的とする体育館、グラウンド等と、それぞれ機能を統合整理するため、また、津市白山元取プールは、施設の老朽化が著しいこと等により使用を休止しているため、各施設を令和 4 年 3 月 31 日をもって廃止することから条例を廃止する。

○議案第 89 号 津市消防団条例の一部の改正について

(令和 4 年 4 月 1 日から施行) 《消防本部》

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律に定める適切な報酬等の支給に必要な措置を講ずることを目的として、地方自治法に規定する非常勤消防団員の報酬及び費用弁償に係る基準が定められたことなどから所要の改正を行う。

- ・ 報酬の区分及び額の改正
- ・ 費用弁償に係る規定の改正

○議案第 90 号 工事の施行に関する協定について

《建設部》

- ・ 近鉄名古屋線津・江戸橋間における上津架道橋改築工事の施行に関する協定

協定の相手方 近畿日本鉄道株式会社

協定金額 2,030,000,000円

工事概要 上津架道橋改築工事

○議案第 91 号 損害賠償の額の決定について

《美里総合支所》

交通事故によるもの

損害賠償の額 2,991,313円

○議案第 92 号 市道路線の認定について

《建設部》

- ・ 一身田中野第 34 号線ほか 75 路線
開発行為による帰属路線等

○議案第 93 号 津市過疎地域持続的発展計画の策定について

《美杉総合支所》

令和 3 年 4 月 1 日に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行され、美杉地域に対して過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置の一部が令和 9 年 3 月 31 日まで適用されることとなったことから、同地域を対象として津市過疎地域持続的発展計画を策定する。

- ・ 美杉地域の持続可能な発展のため、産業の振興、交通手段の確保、医療の確保など必要な事項を定める。
- ・ 計画期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

○議案第 9 4 号 津市橋南市民センターの指定管理者の指定について

《市民部》

- ・施設の名称及び所在地

津市橋南市民センター 津市阿漕町津興 1 1 6 2 番地

- ・指定管理者 津市橋南市民センター運営委員会
- ・指定の期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

○議案第 9 5 号 津市雲出市民センターの指定管理者の指定について

《市民部》

- ・施設の名称及び所在地

津市雲出市民センター 津市雲出本郷町 1 3 8 9 番地

- ・指定管理者 津市雲出市民センター運営委員会
- ・指定の期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

○議案第 9 6 号 津市白塚市民センターの指定管理者の指定について

《市民部》

- ・施設の名称及び所在地

津市白塚市民センター 津市白塚町 2 1 1 1 番地

- ・指定管理者 津市白塚市民センター運営委員会
- ・指定の期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

○議案第 9 7 号 津市高茶屋市民センターの指定管理者の指定について

《市民部》

- ・施設の名称及び所在地

津市高茶屋市民センター 津市高茶屋四丁目 3 7 番 5 9 号

- ・指定管理者 津市高茶屋市民センター運営委員会
- ・指定の期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

○議案第 9 8 号 久居駅東口公共自転車等駐車場の指定管理者の指定について 《市民部》

- ・施設の名称及び所在地

久居駅東口公共自転車等駐車場 津市久居新町 9 0 5 番地 8

- ・指定管理者 葛井株式会社
- ・指定の期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

○議案第99号 津市市民活動センターの指定管理者の指定について

《市民部》

- ・施設の名称及び所在地

津市市民活動センター 津市大門7番15号

- ・指定管理者 特定非営利活動法人津市NPOサポートセンター
- ・指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

○議案第100号 津市古道公園内テニスコートほか9施設の指定管理者の指定について 《スポーツ文化振興部》

- ・施設の名称及び所在地

津市古道公園内テニスコート 津市南中央3番1号

津市古河公園内テニスコート 津市東古河町5番地

津市海浜公園内テニスコート 津市末広町24番32号

津球場公園内野球場 津市本町31番1号

津市北部運動広場 津市栗真中山町601番地3

津市西部運動広場 津市産品1206番地

津市乙部公園内運動広場 津市寿町5番地

津市南部緑地公園内運動広場 津市高茶屋小森町4000番地

津市海浜公園内陸上競技場 津市末広町24番32号

津市三重武道館弓道遠的場 津市栗真中山町816番地11

- ・指定管理者 三幸・三重県生涯スポーツ協会グループ
- ・指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

○議案第101号 津市産業・スポーツセンターの指定管理者の指定について 《スポーツ文化振興部》

- ・施設の名称及び所在地

津市産業・スポーツセンター 津市北河路町19番地1

- ・指定管理者 津市スポーツ・メッセネットワーク
- ・指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

○議案第 102号 津市羽野地区集会所の指定管理者の指定について

《久居総合支所》

- ・施設の名称及び所在地

津市羽野地区集会所 津市戸木町5578番地13

- ・指定管理者 羽野地区集会所管理運営委員会
- ・指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

○議案第 103号 津市久居新町中央集会所の指定管理者の指定について

《久居総合支所》

- ・施設の名称及び所在地

津市久居新町中央集会所 津市久居野村町372番地212

- ・指定管理者 久居新町中央集会所管理運営委員会
- ・指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

○議案第 104号 津市明神地区集会所の指定管理者の指定について

《久居総合支所》

- ・施設の名称及び所在地

津市明神地区集会所 津市久居明神町1180番地259

- ・指定管理者 明神地区集会所管理運営委員会
- ・指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

○議案第 105号 津市井戸山地区集会所の指定管理者の指定について

《久居総合支所》

- ・施設の名称及び所在地

津市井戸山地区集会所 津市久居井戸山町153番地6

- ・指定管理者 井戸山地区集会所管理運営委員会
- ・指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

○議案第 106号 津市狐塚地区集会所の指定管理者の指定について

《久居総合支所》

- ・施設の名称及び所在地

津市狐塚地区集会所 津市戸木町3504番地3

- ・指定管理者 狐塚地区集会所管理運営委員会
- ・指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

○議案第 107号 津市榊原地区集会所の指定管理者の指定について

《久居総合支所》

- ・施設の名称及び所在地

津市榊原地区集会所 津市榊原町2879番地2

- ・指定管理者 榊原地区集会所管理運営委員会
- ・指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

○議案第 108号 津市東鷹跡地区集会所の指定管理者の指定について

《久居総合支所》

- ・施設の名称及び所在地

津市東鷹跡地区集会所 津市久居東鷹跡町1番地12

- ・指定管理者 東鷹跡地区集会所管理運営委員会
- ・指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

○議案第 109号 津市西鷹跡地区集会所の指定管理者の指定について

《久居総合支所》

- ・施設の名称及び所在地

津市西鷹跡地区集会所 津市久居西鷹跡町498番地17

- ・指定管理者 西鷹跡地区集会所管理運営委員会
- ・指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

○議案第 110号 津市戸木地区集会所の指定管理者の指定について

《久居総合支所》

- ・施設の名称及び所在地

津市戸木地区集会所 津市戸木町2056番地1

- ・指定管理者 戸木地区集会所管理運営委員会
- ・指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

○議案第 111号 津市諸戸山・横山地区集会所の指定管理者の指定について
《久居総合支所》

- ・施設の名称及び所在地

津市諸戸山・横山地区集会所 津市久居明神町1530番地27

- ・指定管理者 諸戸山・横山地区集会所管理運営委員会
- ・指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

○議案第 1 1 2 号 津市桃里団地集会所の指定管理者の指定について

《久居総合支所》

- ・施設の名称及び所在地
津市桃里団地集会所 津市戸木町 2 1 9 1 番地
- ・指定管理者 桃里団地集会所管理運営委員会
- ・指定の期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

○議案第 1 1 3 号 津市風早地区集会所の指定管理者の指定について

《久居総合支所》

- ・施設の名称及び所在地
津市風早地区集会所 津市戸木町 4 1 5 2 番地 3 5 9
- ・指定管理者 風早地区集会所管理運営委員会
- ・指定の期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

○議案第 1 1 4 号 津市桃園地区集会所の指定管理者の指定について

《久居総合支所》

- ・施設の名称及び所在地
津市桃園地区集会所 津市川方町 4 7 5 番地 2
- ・指定管理者 桃園地区集会所管理運営委員会
- ・指定の期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

○議案第 1 1 5 号 津市相川地区集会所の指定管理者の指定について

《久居総合支所》

- ・施設の名称及び所在地
津市相川地区集会所 津市久居野村町 1 9 7 6 番地 2 2
- ・指定管理者 相川地区集会所管理運営委員会
- ・指定の期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

○議案第 1 1 6 号 津市榊原中央集会所の指定管理者の指定について

《久居総合支所》

- ・施設の名称及び所在地
津市榊原中央集会所 津市榊原町 5 8 7 5 番地
- ・指定管理者 榊原中央集会所管理運営委員会
- ・指定の期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

○議案第 117号 津市久居万町・中町・射場町地区集会所の指定管理者の指定について 《久居総合支所》

- ・施設の名称及び所在地

津市久居万町・中町・射場町地区集会所 津市久居射場町43番地

- ・指定管理者 久居万町・中町・射場町地区集会所管理運営委員会
- ・指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

○議案第 118号 津市元町地区集会所の指定管理者の指定について 《久居総合支所》

- ・施設の名称及び所在地

津市元町地区集会所 津市久居元町2099番地2

- ・指定管理者 元町地区集会所管理運営委員会
- ・指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

○議案第 119号 津市久居団地・東町地区集会所の指定管理者の指定について 《久居総合支所》

- ・施設の名称及び所在地

津市久居団地・東町地区集会所 津市久居野村町372番地264

- ・指定管理者 久居団地・東町地区集会所管理運営委員会
- ・指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

○議案第 120号 津市庄村集会所の指定管理者の指定について 《一志総合支所》

- ・施設の名称及び所在地

津市庄村集会所 津市一志町庄村244番地1

- ・指定管理者 庄村自治会
- ・指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

○議案第 121号 津市小山集会所の指定管理者の指定について 《一志総合支所》

- ・施設の名称及び所在地

津市小山集会所 津市一志町小山401番地1

- ・指定管理者 小山自治会（認可地縁団体）
- ・指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

○議案第 1 2 2 号 津市片野集会所の指定管理者の指定について

《一志総合支所》

- ・施設の名称及び所在地

津市片野集会所 津市一志町片野 2 5 4 番地

- ・指定管理者 片野自治会（認可地縁団体）
- ・指定の期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

○議案第 1 2 3 号 津市上垣内集会所の指定管理者の指定について

《一志総合支所》

- ・施設の名称及び所在地

津市上垣内集会所 津市一志町八太 7 4 8 番地 1

- ・指定管理者 上垣内自治会
- ・指定の期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

○議案第 1 2 4 号 津市山田野上集会所の指定管理者の指定について

《白山総合支所》

- ・施設の名称及び所在地

津市山田野上集会所 津市白山町山田野 4 6 4 番地 1

- ・指定管理者 山田野上出区
- ・指定の期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

○議案第 1 2 5 号 津市元取集会所の指定管理者の指定について

《白山総合支所》

- ・施設の名称及び所在地

津市元取集会所 津市白山町城立 2 1 3 番地 3

- ・指定管理者 元取自治協議会
- ・指定の期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

○議案第 1 2 6 号 津市上ノ村集会所の指定管理者の指定について

《白山総合支所》

- ・施設の名称及び所在地

津市上ノ村集会所 津市白山町上ノ村 2 2 4 4 番地

- ・指定管理者 白山町上ノ村自治会（認可地縁団体）
- ・指定の期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

○議案第 1 2 7 号 津市三ヶ野集会所の指定管理者の指定について

《白山総合支所》

- ・施設の名称及び所在地

津市三ヶ野集会所 津市白山町三ヶ野 2 7 7 3 番地 1

- ・指定管理者 三ヶ野区
- ・指定の期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

○議案第 1 2 8 号 津市瀬古集会所の指定管理者の指定について

《白山総合支所》

- ・施設の名称及び所在地

津市瀬古集会所 津市白山町川口 2 0 2 2 番地

- ・指定管理者 瀬古区
- ・指定の期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

○議案第 1 2 9 号 津市佐田集会所の指定管理者の指定について

《白山総合支所》

- ・施設の名称及び所在地

津市佐田集会所 津市白山町佐田 5 5 4 番地 3

- ・指定管理者 佐田連合自治会（認可地縁団体）
- ・指定の期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

○議案第 1 3 0 号 津市山田野下集会所の指定管理者の指定について

《白山総合支所》

- ・施設の名称及び所在地

津市山田野下集会所 津市白山町山田野 2 9 4 9 番地 3

- ・指定管理者 山田野連合区（認可地縁団体）
- ・指定の期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

○議案第 1 3 1 号 津市丹生俣多目的集会所の指定管理者の指定について

《美杉総合支所》

- ・施設の名称及び所在地

津市丹生俣多目的集会所 津市美杉町丹生俣 1 3 6 0 番地 2

- ・指定管理者 丹生俣多目的集会所管理運営協議会
- ・指定の期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

○議案第132号 津市美杉高齢者婦人センター「しゃくなげ会館」の指定管理者の指定について《美杉総合支所》

- ・施設の名称及び所在地

津市美杉高齢者婦人センター「しゃくなげ会館」 津市美杉町川上3
372番地

- ・指定管理者 美杉高齢者婦人センター管理運営協議会
- ・指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

○議案第133号 津市北部市民センターの指定管理者の指定について《健康福祉部》

- ・施設の名称及び所在地

津市北部市民センター 津市栗真中山町816番地10

- ・指定管理者 社会福祉法人津市社会福祉事業団
- ・指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

○議案第134号 津市西部市民センターの指定管理者の指定について《健康福祉部》

- ・施設の名称及び所在地

津市西部市民センター 津市野田1番地1

- ・指定管理者 社会福祉法人津市社会福祉事業団
- ・指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

○議案第135号 津市ふれあい会館の指定管理者の指定について《健康福祉部》

- ・施設の名称及び所在地

津市ふれあい会館 津市本町35番3号

- ・指定管理者 社会福祉法人津市社会福祉事業団
- ・指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

○議案第136号 津市まん中こども館の指定管理者の指定について《健康福祉部》

- ・施設の名称及び所在地

津市まん中こども館 津市大門7番15号

- ・指定管理者 特定非営利活動法人津子どもNPOセンター
- ・指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

○議案第137号 津市たるみ老人福祉センターの指定管理者の指定について 《健康福祉部》

- ・施設の名称及び所在地

津市たるみ老人福祉センター 津市垂水1300番地

- ・指定管理者 社会福祉法人津市社会福祉事業団
- ・指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

○議案第138号 たるみ作業所の指定管理者の指定について 《健康福祉部》

- ・施設の名称及び所在地

たるみ作業所 津市垂水1300番地

- ・指定管理者 社会福祉法人津市社会福祉事業団
- ・指定の期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

○議案第139号 まつぼっくり作業所の指定管理者の指定について 《健康福祉部》

- ・施設の名称及び所在地

まつぼっくり作業所 津市香良洲町5722番地

- ・指定管理者 社会福祉法人津市社会福祉事業団
- ・指定の期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

○議案第140号 むくの木ワークの指定管理者の指定について 《健康福祉部》

- ・施設の名称及び所在地

むくの木ワーク 津市芸濃町椋本6141番地1

- ・指定管理者 社会福祉法人津市社会福祉事業団
- ・指定の期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

○議案第141号 コスモス作業所の指定管理者の指定について 《健康福祉部》

- ・施設の名称及び所在地

コスモス作業所 津市一志町井関141番地

- ・指定管理者 社会福祉法人津市社会福祉事業団
- ・指定の期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

○議案第142号 はくさん作業所の指定管理者の指定について

《健康福祉部》

- ・施設の名称及び所在地
はくさん作業所 津市白山町八対野975番地
- ・指定管理者 社会福祉法人津市社会福祉事業団
- ・指定の期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

○議案第143号 はくさんホームの指定管理者の指定について

《健康福祉部》

- ・施設の名称及び所在地
はくさんホーム 津市白山町川口1994番地2
- ・指定管理者 社会福祉法人津市社会福祉事業団
- ・指定の期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

○議案第144号 津市高岡老人憩いの家の指定管理者の指定について

《一志総合支所》

- ・施設の名称及び所在地
津市高岡老人憩いの家 津市一志町高野1321番地1
- ・指定管理者 高野区会（認可地縁団体）
- ・指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

○議案第145号 津市一身田寺内町の館の指定管理者の指定について

《教育委員会》

- ・施設の名称及び所在地
津市一身田寺内町の館 津市一身田町758番地
- ・指定管理者 一身田寺内町の館運営委員会
- ・指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

○議案第146号 津市美杉ふるさと資料館の指定管理者の指定について

《教育委員会》

- ・施設の名称及び所在地
津市美杉ふるさと資料館 津市美杉町上多気1010番地
- ・指定管理者 美し郷霧山施設管理運営協議会
- ・指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

○議案第 1 4 7 号 津市労働会館の指定管理者の指定について

《商工観光部》

- ・施設の名称及び所在地

津市労働会館 津市島崎町 1 4 3 番地 6

- ・指定管理者 一般社団法人三重中勢勤労者サービスセンター
- ・指定の期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

○議案第 1 4 8 号 津市七栗産業会館の指定管理者の指定について

《久居総合支所》

- ・施設の名称及び所在地

津市七栗産業会館 津市庄田町 5 1 7 番地 1

- ・指定管理者 津市庄田町自治会（認可地縁団体）
- ・指定の期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

○議案第 1 4 9 号 津市榊原温泉湯の瀬の指定管理者の指定について

《久居総合支所》

- ・施設の名称及び所在地

津市榊原温泉湯の瀬 津市榊原町 6 1 0 3 番地

- ・指定管理者 株式会社マザーズ
- ・指定の期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 2 4 年 3 月 3 1 日まで

○議案第 1 5 0 号 津市須ヶ瀬構造改善センターの指定管理者の指定について 《久居総合支所》

- ・施設の名称及び所在地

津市須ヶ瀬構造改善センター 津市須ヶ瀬町 1 6 1 0 番地 7

- ・指定管理者 須ヶ瀬町自治会（認可地縁団体）
- ・指定の期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

○議案第 1 5 1 号 津市美里農産物加工センターの指定管理者の指定について 《美里総合支所》

- ・施設の名称及び所在地

津市美里農産物加工センター 津市美里町北長野 4 番地

- ・指定管理者 美里農産物加工組合
- ・指定の期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

○議案第152号 津市北長野共同ライスセンターほか2施設の指定管理者の指定について《美里総合支所》

- ・施設の名称及び所在地

津市北長野共同ライスセンター 津市美里町北長野2908番地

津市北長野共同育苗センター 津市美里町北長野2903番地

津市北長野共同粃殻炭化施設 津市美里町北長野2916番地

- ・指定管理者 北長野農家組合
- ・指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

○議案第153号 津市安濃工業会館の指定管理者の指定について《安濃総合支所》

- ・施設の名称及び所在地

津市安濃工業会館 津市安濃町安濃2300番地12

- ・指定管理者 津市商工会
- ・指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

○議案第154号 津市青山高原保健休養地の指定管理者の指定について《白山総合支所》

- ・施設の名称及び所在地

津市青山高原保健休養地 津市白山町伊勢見地内

- ・指定管理者 青山高原保健休養地管理株式会社
- ・指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

○議案第155号 津市リバーパーク真見の指定管理者の指定について《白山総合支所》

- ・施設の名称及び所在地

津市リバーパーク真見 津市白山町真見871番地

- ・指定管理者 リバーパーク真見管理組合
- ・指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

○議案第156号 津市わかすぎの里の指定管理者の指定について

《白山総合支所》

- ・施設の名称及び所在地
津市わかすぎの里 津市白山町城立305番地
- ・指定管理者 わかすぎの里管理組合
- ・指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

○議案第157号 津市美し郷霧山の指定管理者の指定について

《美杉総合支所》

- ・施設の名称及び所在地
津市美し郷霧山 津市美杉町上多気1148番地
- ・指定管理者 美し郷霧山施設管理運営協議会
- ・指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

○議案第158号 津市ヒストリーパーク塚原の指定管理者の指定について《美杉総合支所》

- ・施設の名称及び所在地
津市ヒストリーパーク塚原 津市美杉町下之川2820番地2
- ・指定管理者 ヒストリーパーク塚原管理運営協議会
- ・指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

○議案第159号 津市伊勢奥津駅前観光案内交流施設の指定管理者の指定について《美杉総合支所》

- ・施設の名称及び所在地
津市伊勢奥津駅前観光案内交流施設 津市美杉町奥津1288番地8
- ・指定管理者 伊勢本街道を活かした地域づくり協議会
- ・指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

○議案第160号 津市美杉林業研修集会施設「グリーンハウス美杉」の指定管理者の指定について《美杉総合支所》

- ・施設の名称及び所在地
津市美杉林業研修集会施設「グリーンハウス美杉」 津市美杉町八知5767番地
- ・指定管理者 美杉林業研修集会施設管理運営協議会
- ・指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

○議案第161号 津市伊勢湾ヘリポートの指定管理者の指定について

《都市計画部》

- ・施設の名称及び所在地

津市伊勢湾ヘリポート 津市雲出鋼管町2番地2

- ・指定管理者 株式会社伊勢湾ヘリポート
- ・指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

○議案第162号 令和3年度津市一般会計補正予算（第10号）

《政策財務部》

- ・補正額 2,358,467千円
- ・補正後の予算額 114,811,954千円

○議案第163号 令和3年度津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）《政策財務部》

（事業勘定）

- ・補正額 189,912千円
- ・補正後の予算額 27,144,424千円

○議案第164号 令和3年度津市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）《政策財務部》

- ・補正額 504,688千円
- ・補正後の予算額 29,812,458千円

○議案第165号 令和3年度津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）《政策財務部》

- ・補正額 1,962千円
- ・補正後の予算額 7,019,770千円

○議案第166号 令和3年度津市営浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）《政策財務部》

- ・補正額 △80千円
- ・補正後の予算額 441,309千円

○議案第167号 令和3年度津市共同污水处理施設事業特別会計補正予算（第1号）《政策財務部》

・補正額	762千円
・補正後の予算額	123,238千円

○議案第168号 令和3年度津市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）《政策財務部》

・補正額	△685千円
・補正後の予算額	588,288千円

○議案第169号 令和3年度津市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）《政策財務部》

・補正額	△3,509千円
・補正後の予算額	304,365千円

○議案第170号 令和3年度津市水道事業会計補正予算（第2号）
《上下水道管理局》

・収益的収入及び支出	
収入	
補正額	△8,505千円
補正後の予算額	7,919,340千円
支出	
補正額	△13,881千円
補正後の予算額	8,158,125千円
・資本的収入及び支出	
支出	
補正額	△3,806千円
補正後の予算額	4,620,411千円

○議案第171号 令和3年度津市下水道事業会計補正予算（第1号）

《上下水道管理局》

・収益的収入及び支出

収入

補正額 $\Delta 110,399$ 千円

補正後の予算額 $10,775,760$ 千円

支出

補正額 $\Delta 8,217$ 千円

補正後の予算額 $9,762,933$ 千円

・資本的収入及び支出

収入

補正額 $\Delta 982,350$ 千円

補正後の予算額 $6,767,867$ 千円

支出

補正額 $\Delta 985,782$ 千円

補正後の予算額 $9,886,625$ 千円

○議案第172号 令和3年度津市モーターボート競走事業会計補正予算

（第1号） 《ボートレース事業部》

・業務の予定量

年間舟券発売金

補正予定量 $13,311,823$ 千円

補正後の予定量 $57,966,423$ 千円

1日平均舟券発売金

補正予定量 $73,954$ 千円

補正後の予定量 $322,035$ 千円

・収益的収入及び支出

収入

補正額 $13,311,626$ 千円

補正後の予算額 $60,134,678$ 千円

支出

補正額 $11,425,828$ 千円

補正後の予算額 $56,020,667$ 千円

・資本的収入及び支出

支 出

補 正 額

1 8 2 千円

補正後の予算額

6 9 9, 7 2 6 千円

(追加予定)

○津市副市長の選任につき同意を得るについて（1件）

○津市監査委員の選任につき同意を得るについて（2件）

○津市公平委員会委員の選任につき同意を得るについて（1件）